

クリニシャン・サイエンティスト養成支援制度に関する支給規則

令和4年5月25日
規則第91号

(目的)

第1条 この規則は、臨床の視点に立ち基礎研究を実践するクリニシャン・サイエンティストを重点的に養成するため、クリニシャン・サイエンティスト養成支援制度は医師免許、歯科医師免許、看護師免許、臨床検査技師免許、歯科衛生士免許及び歯科技工士免許を有している大学院生を対象に研究に専念するための支援金（以下「CS養成支援金」という。）を支給することを目的とする。

(資格)

第2条 CS養成支援金の申請をする者（以下「対象学生」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医師免許、歯科医師免許、看護師免許、臨床検査技師免許、歯科衛生士免許及び歯科技工士免許を有していること。
- (2) 大学院医歯学総合研究科博士課程1年次又は大学院保健衛生学研究科（5年一貫制）3年次
- (3) 学業成績、人物ともに優秀であること。

(支援金の支給額)

第3条 CS養成支援金の支給額は年額250万円および授業料相当額（全額免除）とする。

(期間・支給方法)

第4条 支給の期間は4カ年を限度とする。ただし、特別な事情がある場合は、1カ年に限り延長することができるものとする。

2 CS養成支援金は原則として、毎月末日までに対象学生より指定された銀行口座への振込により交付する。ただし、初回の交付は、4月分から初回交付月分をまとめて振り込むものとする。

(申請)

第5条 支給を受けようとする者は、申請書類一式、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室に申請するものとする。

(選考・決定)

第6条 申請があったときは、別に定める基準により選考会議で審査し、学長が決定の上、通知する。

2 前項に規定する、選考会議は別に定めるものとする。

(誓約書)

第7条 対象学生として決定された者は、誓約書及び銀行振込依頼書を学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室に提出しなければならない。

(身分等変更の届出)

第8条 対象学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、異動届により直ちに学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室に届けなければならない。ただし、本人の病气・死亡などの場合は、保護者等が代わって届け出なければならない。

- (1) 休学、退学及び復学
- (2) 本人の氏名、住所、その他重要事項の変更

(支給の停止)

第9条 休学をしている期間については、CS養成支援金の支給を停止する。

- 2 前項により奨学金の支給を停止されている者が復学した場合、第8条の届出によりCS養成奨学金の支給を再開するものとする。

(失格)

第10条 学長が次の各号のいずれかにより不適格と認めた場合、又は退学をした場合には対象学生はその資格を失い、CS養成支援金の支給を取り消す。

- (1) 懲戒、又は停学の処分を受けたとき
- (2) 申請書又は提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- (3) 正当な理由がなく第8条に定める届出を怠った場合
- (4) その他奨学生として学長が不相当と認めた場合

(義務・報告等)

第11条 対象学生は、毎年度末に研究成果(進捗等)を報告し、年次評価を受けなければならない。

- 2 CS養成支援金の給付を受けた者は、従事先を登録し変更した場合は、遅滞なく従事先変更を学生支援・保健管理機構学生支援事務室へ届け出なければならない。

(返還)

第12条 対象学生が前条の規定により資格を失った場合は、すでに給付された金額の全部または一部を返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申し出によりすでに給付されたCS養成支援金の全部または一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡した場合
- (2) その他特別な事由のある場合

(事務)

第13条 クリニシャン・サイエンティスト養成支援制度に関する運営事務は、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室の所管とする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附則(令和6年7月4日規則第59号)

1. この規則は、令和6年7月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
2. 別紙様式1(第5条関係)～別紙様式6(第8条関係)を削除する。